

事業**那須塩原市犬猫の避妊・去勢手術費補助事業について****■概要**

犬、猫の飼養放棄や多頭飼養などにより近隣とのトラブルが発生し、苦情、相談が寄せられ、県による捕獲・引取り、さらには殺処分という結果を迎えています。

本市は、特に捕獲や引取りの件数が他市町と比べて多い現状です。

飼育放棄や遺棄を抑制し、県での捕獲、引取り及び殺処分の件数の減少を図る施策として補助事業を実施します。

■内容

○対象者（いずれにも該当する者とする。）

- ・本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- ・市内において犬又は猫を飼養している者であること。
（犬については、狂犬病予防法の規定による登録がされており、かつ、狂犬病予防注射済票の交付を補助金の申請を行う年度又はその前年度に受けているものに限る）
- ・本人及びその同一世帯に属する者が市税を滞納していないこと。
- ・獣医師により飼い犬又は飼い猫に対して避妊手術又は去勢手術を行った者であること。
- ・販売を目的として犬又は猫を飼養していない者であること。

○補助金の額

- ・避妊手術を受けた場合

犬…5,000円 猫…4,000円

- ・去勢手術を受けた場合

犬…4,000円 猫…3,000円

※1年度において1世帯当たり1回限りの交付とし、1頭分とする。

■施行期日

平成30年4月1日

■PR方法

栃木県動物愛護指導センターへ情報提供

ポスター配布による周知（栃木県獣医師会、個人病院）

市のホームページ及び広報による周知